

【細則】

- 第1条 会則第8条の会費は、通常会費及び及び臨時会費とする。
通常会費は年間 20,000円 とする。
臨時会費は必要のある場合に理事会に諮り決定する。
- 第2条 特別会員の会費は次の通りとする。
年会費は 300,000円 とする。
- 第3条 会員が病気及び事故により入院、または死亡の場合は見舞金また香典を贈る。
但し、会員とは会社代表社者及び届出担当者を指すものとする。
1. 病気見舞(入院2週間以上) 20,000円
 2. 死 亡 香典 30,000円及び花輪
 3. 会員の会社並びに自宅が災害(火災・風水害)に遭った場合は見舞金を贈る。
 4. その他、必要がある場合はその都度役員会に諮り決定するものとする。
- 但し、緊急を要する場合は会長、副会長が決定し、事後役員会に諮り承認得るものとする。

本規定は平成16年6月18日より実施する。
本規定は平成23年6月17日一部改訂
本規定は平成24年6月8日一部改訂
本規定は平成26年6月12日一部改訂